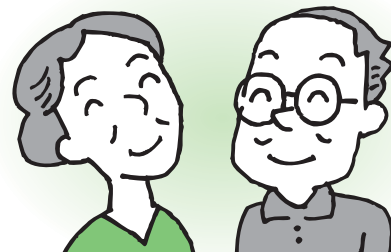


平成18年10月から 国民健康保険のここが変わります

10月1日から、国民健康保険（国保）の制度が次のとおり改正されます。

70歳以上で現役並み所得がある方の自己負担割合が変わります

9月30日まで **2割** → 10月1日から **3割**



70歳以上の一定以上所得者（現役並み所得者）が医療機関などに支払う一部負担金（患者負担金）の割合が、2割から3割に引き上げられます。

一部負担金（患者負担金）の割合

	9月30日まで	10月1日から
一定以上所得者（現役並み所得者）	2割	3割
一般	1割	1割

一定以上所得者（現役並み所得者）とは

同一世帯に、平成18年度の住民税の課税所得が145万円以上ある70歳以上の国保の加入者がいる方をいいます。ただし、70歳以上の国保加入者の収入の合計が520万円未満（一人世帯の場合は383万円未満）の場合は、申請することにより、負担割合が「1割」になります。

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月に同じ医療機関などで支払った医療費が自己負担限度額を超えたときは、超えた金額があとで国保から払い戻されます。この自己負担限度額が下表のとおり引き上げられます。

70歳未満の方

区分	自己負担限度額
上位所得者（※）	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% 〔77,700円〕
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% 〔40,200円〕
低所得者（住民税非課税）	35,400円 〔24,600円〕

※上位所得者とは、世帯の国保加入者の基礎控除後の所得の合計額が670万円を超える世帯の方をいいます。

70歳以上の方

区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来 + 入院
一定以上所得者（現役並み所得者）	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% 〔40,200円〕
一般	12,000円	40,200円
低所得者（※） （住民税非課税）	II （年金収入65万円以下）	24,600円
	I （年金収入80万円以下）	15,000円

※低所得II…住民税非課税の世帯に属する方。低所得I…住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方。

※〔 〕内の金額は、過去1年間に3回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額。

平成18年10月から

区分	自己負担限度額
上位所得者（※）	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 〔83,400円〕
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〔44,400円〕
低所得者（住民税非課税）	35,400円 〔24,600円〕

※10月から、上位所得者の基準となる所得の合計額は600万円になります。

区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来 + 入院
一定以上所得者（現役並み所得者）	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〔44,400円〕
一般	12,000円	44,400円
低所得者（住民税非課税）	II （年金収入80万円以下）	24,600円
	I （年金収入80万円以下）	15,000円

人工透析を受ける70歳未満の上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

70歳以上の方が療養病床に入院する場合の食費・住居費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで、食費（食材料費）のみの負担でしたが、入院時生活療養費として食費（食材料費・調理コスト相当）と居住費（光熱水費相当）の一部を自己負担することになります。

ただし、難病などの入院医療の必要性の高い方の負担額は、10月以降も据え置かれます。

		9月30日まで（食費のみ）	10月1日から
一定以上所得者（現役並み所得者）	一般	1食につき 260円	（※1）（食費）1食につき460円 （居住費）1日につき320円
	一般	1食につき 260円	（※2）（食費）1食につき420円 （居住費）1日につき320円
住民税非課税	低所得者II	1食につき 210円 （入院日数が90日を超える場合160円）	（食費）1食につき210円 （居住費）1日につき320円
	低所得者I	1食につき 100円	（食費）1食につき130円 （居住費）1日につき320円

※1 厚生労働大臣が定める入院時食療養費の基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局に届け出のある医療機関に入院している場合。
※2 1以外の医療機関に入院している場合。

出産育児一時金の支給額が変わります

国保の加入者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、35万円に引き上げられます。

9月30日までの出産 1児につき **30万円** → 10月1日以降の出産 1児につき **35万円**

妊娠12週（85日）以上の死産・流産でも支給されます。申請方法など詳細については、お問い合わせください。
※他の健康保険から、支給される場合は、対象となりません。



問合せ 保険年金課 国民健康保険係 ☎ 042 (346) 9529